



発行 新潟県

第96号

平成30年12月11日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 1273 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)  
 1274 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)  
 1275 保安林の指定予定(治山課)  
 1276 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)  
 1277 公共測量の実施通知(監理課)  
 1278 公共測量の実施通知(監理課)  
 1279 公共測量の実施通知(監理課)  
 1280 公共測量の実施通知(監理課)  
 1281 公共測量の終了通知(監理課)  
 1282 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)  
 1283 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)  
 1284 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)  
 1285 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)  
 1286 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)

## 公 告

大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)

## 病院局公告

一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

## 告 示

## ◎新潟県告示第1273号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項(又は第53条第1項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)を次のとおり指定した。

平成30年12月11日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	ヘルパーステーション こまめ	新潟県柏崎市半田2 丁目6番19号セイワ ビル202号室	一般社団法人トラ スト	平成30年12月1 日
訪問介護	訪問介護ステーション 旭岡	新潟県長岡市旭岡2 丁目207番地	合同会社美沢メデ ィカルサービス	平成30年12月1 日
訪問看護 介護予防訪問看護	脳とこころの訪問看護 ステーション長岡	新潟県長岡市花園南 1丁目36番地	株式会社ワーグル スタッフサービス	平成30年12月1 日

## ◎新潟県告示第1274号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年12月11日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
高田ケアセンター訪問介護事業所	新潟県上越市とよば121番地	株式会社東日本福祉経営サービス	訪問介護	平成30年11月15日	平成30年11月30日
高田ケアセンター訪問看護事業所	新潟県上越市とよば121番地	株式会社東日本福祉経営サービス	訪問看護 介護予防訪問看護	平成30年11月15日	平成30年11月30日
リハステーションみどりおか	新潟県阿賀野市緑岡3番地15	株式会社リハステーションみどりおか	通所介護	平成30年11月7日	平成30年10月31日

## ◎新潟県告示第1275号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成30年12月11日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 保安林予定森林の所在場所

新潟県佐渡市岩首字高畑ケ331、2215、字高畑332から335、字ヲラクボ1091の1、字おら久保1092、1099、2228、2228の1、2228の2

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第1276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、燕市の一部を受益地域とする県営長所地区農業用排水施設整備・農用地改良保全（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年12月11日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成30年12月12日から平成31年1月16日まで

## 3 縦覧に供する場所

燕市役所

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内

(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第1277号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年12月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成30年11月15日から平成30年12月20日まで
- 3 作業地域 上越市稲田3丁目地内

---

◎新潟県告示第1278号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、野田前地区土地改良共同施行代表から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年12月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(団体営(非補助)土地改良事業 野田前地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成30年12月3日から平成31年3月22日まで
- 3 作業地域 阿賀野市小浮他地内

---

◎新潟県告示第1279号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年12月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量、水準測量、深淺測量)
- 2 作業期間 平成30年11月26日から平成30年12月7日まで
- 3 作業地域 南魚沼市浦佐

---

◎新潟県告示第1280号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年12月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成30年11月1日から平成31年12月21日まで

3 作業地域 南魚沼市塩沢地域

◎新潟県告示第1281号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、阿賀野市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年12月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間 平成30年4月19日から平成30年10月18日まで
- 3 作業地域 阿賀野市全域

◎新潟県告示第1282号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成23年2月22日新潟県告示第188号）を次のとおり解除する。

平成30年12月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
麓-1地区	新発田市麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1283号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成28年3月15日新潟県告示第329号）の指定を解除する。

平成30年12月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中々山地区	新発田市中々山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1284号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成23年2月22日新潟県告示第189号）の指定を解除する。

平成30年12月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
門崎地区	新発田市下山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麓－1地区	新発田市麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十公野－3地区	新発田市五十公野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第1285号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年12月11日

新潟県知事 花角 英世

##### 1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
麓－1地区	新発田市麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第1286号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年12月11日

新潟県知事 花角 英世

##### 1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
門崎地区	新発田市下山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中々山地区	新発田市中々山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麓－1地区	新発田市麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十公野－3地区	新発田市五十公野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

**大規模小売店舗の変更について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年12月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 CoCoLo長岡  
所在地 長岡市城内町一丁目611番1号  
設置者 東日本旅客鉄道株式会社 他1者
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更  
(変更前) 株式会社トッキー 代表取締役 加藤 順一  
(変更後) 株式会社トッキー 代表取締役 古川 岳史
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社トレンディ 他77者  
(変更後) 株式会社トレンディ 他71者
- 3 変更年月日
  - (1) 平成28年6月30日
  - (2) 平成30年7月20日 他
- 4 変更の理由
  - (1) 代表者が変更したため
  - (2) 小売業者の代表・住所・社名の変更及び退店のため
- 5 届出年月日  
平成30年10月22日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成30年12月11日から平成31年4月11日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

**病院局公告****一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、機能訓練器械一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年12月11日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量  
機能訓練器械 一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成31年8月30日（金）

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年12月18日(火)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年12月25日(火)午後1時30分

新潟県立加茂病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。